

平成30年9月3日第2回改訂  
(平成30年9月3日以降着手協議から適用)

平成30年8月17日改訂  
(平成30年8月17日以降着手協議分から適用)

平成30年7月1日

## 「香川県完全週休2日制モデル工事」Q&A

Q1 要領第2条第1項の発注者指定型と受注者希望型の対象となる工事を教えてください。

A1 発注者指定型は発注時点で現場条件等を踏まえ選定し、完全週休2日が達成可能であると判断したうえでモデル工事として発注します。このため、以下のいずれかに該当する工事は、発注者指定方式の対象外とすることが出来ます。

- ① 現場施工が1週間未満程度の短期間の工事
- ② 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- ③ 社会的要請等により強く早期の工事完成が望まれる工事

例 災害復旧工事、供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事

- ④ 工事施工時間や施工方法への制約が予測される工事

例 通学路時間帯の中断など地域社会からの要望が予測される工事

希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事

受注者希望型は、発注者指定型を除く全ての工事を対象とします。ただし、以下に該当する工事は、対象外とします。

- ① 現場施工が1週間未満程度の短期間の工事
- ② 通年維持工事や緊急対応工事

Q2 工事着手前とはどの期間ですか。

A2 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（施工に先だって行う、労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等をいう）に着手する日をいいます。

Q3 要領第4条第1項のただし書きの「災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業」とはどのような作業ですか。

A3 次のような作業が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・コンクリート養生、レイタンス除去作業等の品質を確保するうえで必要な作業
- ・立入禁止柵の設置、風飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール
- ・その他、監督員が必要と認めた作業

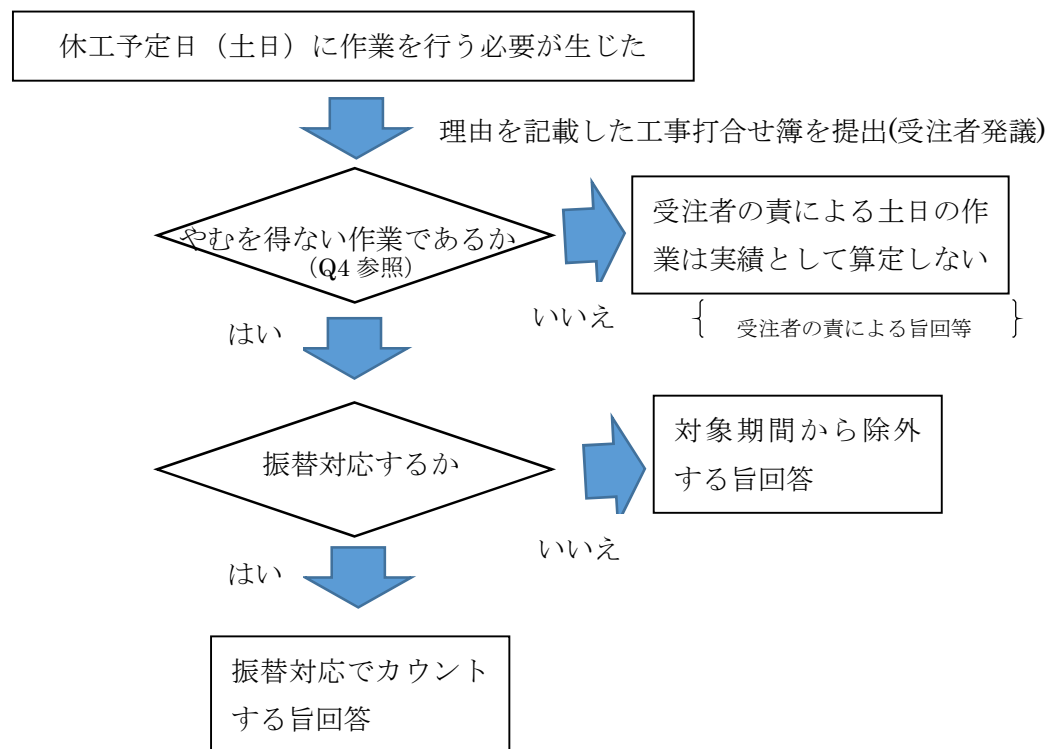
Q 4 要領第4条第2項の「やむを得ず土曜日又は日曜日を休工にできない場合」とはどのような場合ですか。

A 4 次のような場合が考えられます。

- ・近接工事の工程調整の結果、休工にできない場合
- ・道路使用許可条件や地元要望のため、土曜日又は日曜日しか作業許可がもらえない場合
- ・その他、受注者の責（都合）によらず監督員が必要と認めた場合

Q 5 要領第4条第2項の「やむを得ず土曜日又は日曜日を休工日にできない場合」は振替を行うことは可能ですか。

A 5 可能です。ただし、受注者の責により現場作業を行う場合は、週休2日の実績として算定しません。休工予定日を変更する場合は以下のフローとなります。



Q 6 要領第4条第2項の「休工日の振替を行う」場合の考え方を教えて下さい。

A 6 事前に監督員との協議により、振替が必要な日を含む前後7日以内の土曜日及び日曜日以外の曜日に休工日を決めてください。ただし降雨、降雪、出水期等で休工日の振替を行う場合は、休工する事を決定した時点で速やかに監督員と協議して決めてください。

Q 7 要領第4条第3項で仮に土曜日を作業予定日としていた場合で、雨天などで当日休工とすることとした場合の手続きはどうなりますか。

A 7 Q5の手続きと同様に行ってください。ただしこの場合、休工決定後速やかに情報共有システムに登録して下さい。

Q 8 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A 8 本モデル工事は祝日がある場合でも、平日と同様に取り扱い、原則として1週間のうち土曜日及び日曜日を休工とすることとします。

Q 9 降雨等による予定外の休工日は、休工日の実績と考えてよいでしょうか。

A 9 降雨や降雪などにより休工する場合は、工事監督員と協議し、休工日の振替を行うことで実績として扱うことが出来ます。この場合、休工を決定した時点で速やかに、直後の土日への振替を工事監督員と協議して決めてください。

Q 1 0 要領第7条の工程を検討とは、具体的にどのようなものになりますか。

A 1 0 完全週休2日(土・日曜休み)を確実に実施することが確認できる内容とし、記載例は別紙のとおりです。なお、工期延期を行うことが入札公告等において明記されている工事は、工期延長後の工期で作成してください。

Q 1 1 要領第8条の工事中標示板は、どのような記載になりますか。

A 1 1 工事中標示板の記載例は次のようなものです。

<b>ご迷惑をおかけします</b>	
香川県完全週休2日制モデル工事	
〇〇の〇〇を行っています	
平成〇〇年〇〇月〇〇日まで	
時間帯 〇:〇〇 ~ 〇:〇〇	
〇〇〇〇工事	
発注者	香川県〇〇土木事務所
	電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
施工者	〇〇〇〇株式会社
	電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

Q 1 2 要領第 1 1 条の工事日報の記載はどのようにすればよいのですか。

A 1 2 工事日報の記載例は別紙のとおりです。なお、休工日の確保の状況を確認する資料の例として別紙週休 2 日確認シートを参考にしてください。

Q 1 3 要領第 1 4 条第 1 項第 2 号の達成率とはどういうことですか。  
また、工事成績評定でどのように評価、反映するのですか。

A 1 3 達成率は、対象期間の連続する土日の回数 (A) の内、連続する土日を休工とした回数 (B) の割合により次の通りとします。【達成率： $(B)/(A) \times 100$  (%)】

- ・ 4 週 8 休相当…………… 達成率 100%
- ・ 4 週 7 休相当…………… 達成率 75%以上 100%未満
- ・ 4 週 6 休相当…………… 達成率 50%以上 75%未満

なお、発注者の指示により作業を行った土日については、上記計算の分母に数えないものとし、休工日の振替を行っている場合は、振替前の日を休工としたものとして考えます。また、工事成績評定において、発注者指定型は達成率 100% の場合に評価、受注者希望型は達成率に応じて評価します。

Q 1 4 要領第 1 4 条の増加する経費の補正の内容はどのようなものですか。

A 1 4 原則として、達成率に応じて以下の通り、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとします。工種によって補正率等が異なりますので、必要に応じて、工事着手前の週休 2 日にかかる協議の際に、受発注者間で確認してください。

ただし、工事着手前に週休 2 日にかかる協議が整わなかったものは補正の対象としません。

1. 土木工事標準積算基準書のうち (機械編、電気通信編) 以外の積算基準による工事

① 受注者希望型

達成状況に応じ、それぞれの補正係数を乗じるものとする。

(1) 4 週 8 休相当 (達成率 100%)

【労 務 費】: 1. 0 5           【機械経費(賃料)】: 1. 0 4

【共通仮設費】: 1. 0 4       【現 場 管 理 費】: 1. 0 5

(2) 4 週 7 休相当 (達成率 75%以上 100%未満)

【労 務 費】: 1. 0 3           【機械経費(賃料)】: 1. 0 3

【共通仮設費】: 1. 0 3       【現 場 管 理 費】: 1. 0 4

(3) 4 週 6 休相当 (達成率 50%以上 75%未満)

【労 務 費】: 1. 0 1           【機械経費(賃料)】: 1. 0 1

【共通仮設費】: 1. 0 1       【現 場 管 理 費】: 1. 0 2

## 2. 土木工事標準積算基準書のうち（電気通信編）の積算基準による工事

### ① 受注者希望型

達成状況に応じ、それぞれの補正係数を乗じるものとする。

#### (1) 4週8休相当（達成率 100%）

【労務費】：1.05      【機械経費(賃料)】：1.04

【共通仮設費】：1.04      【現場管理費】：1.05

#### (2) 4週7休相当（達成率 75%以上 100%未満）

【労務費】：1.03      【機械経費(賃料)】：1.03

【共通仮設費】：1.03      【現場管理費】：1.04

#### (3) 4週6休相当（達成率 50%以上 75%未満）

【労務費】：1.01      【機械経費(賃料)】：1.01

【共通仮設費】：1.01      【現場管理費】：1.02

## 3. 土木工事標準積算基準書（機械編）による工事

### ① 受注者希望型

達成状況に応じ、それぞれの補正係数を乗じるものとする。

#### (1) 4週8休相当（達成率 100%）

【機械経費(賃料)】：1.04

【共通仮設費】：1.04      【現場管理費】：1.05

#### (2) 4週7休相当（達成率 75%以上 100%未満）

【機械経費(賃料)】：1.03

【共通仮設費】：1.03      【現場管理費】：1.04

#### (3) 4週6休相当（達成率 50%以上 75%未満）

【機械経費(賃料)】：1.01

【共通仮設費】：1.01      【現場管理費】：1.02

## 港湾請負工事積算基準による工事

### ① 受注者希望型

労務費のうち、高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員以外について、達成状況に応じ、それぞれの補正係数を乗じるものとする。

#### (1) 4週8休相当（達成率 100%）

【労務費】：1.05

#### (2) 4週7休相当（達成率 75%以上 100%未満）

【労務費】：1.03

#### (3) 4週6休相当（達成率 50%以上 75%未満）

【労務費】：1.01

Q15 増加経費について発注者指定型では達成率100%の場合のみ補正し、受注者希望型については達成率100%未満でも達成状況により補正を行うのはなぜですか。

A15 発注者指定型は発注時点で現場条件等を踏まえ選定し、完全週休2日が達成可能であると判断したうえでモデル工事として発注しています。また設計金額が3,000万円以上の工事であることから比較的大規模な工事であること、平成29年度の試行実績においても完了したモデル工事8件すべてで100%の達成率であることなどから、完全週休2日の達成は可能であると考えています。

一方、受注者希望型も基本的には達成率100%が望ましいですが、現場条件等に制約があるなか、完全週休2日に取り組む姿勢を示し、完全週休2日を達成しようと努力したことを評価し、週休2日の達成状況に応じた率補正を行うこととしています。

Q16 発注者指定型のモデル工事で明らかに受注者に週休2日取り組む姿勢が見られなかった場合とはどのような場合か。またその際の工事成績評定の工程管理の項目に反映させるとはどういうことですか。

A16 受注者が、工事着手日までに完全週休2日（土・日曜休み）を考慮した工程を記載した施工計画書を工事監督員と協議しなかった場合等が考えられます。なお、その場合、工程管理における項目で「文書による改善指示」を行い、工事成績評定にも反映します。

Q17 要領第16条のアンケートの内容はどのようなものですか。

A17 アンケートは別紙のとおりです。

Q18 全体の手続きの流れはどのようなものになりますか。

A18 別紙資料を参考にしてください。









週休2日制モデル工事における手続きフロー（平成30年9月3日改訂）

	発注者指定型	受注者希望型	
発注段階	<p>積算</p> <p>↓</p> <p>入札公告及び特記仕様書に発注者指定型である旨記載。</p> <p>↓</p> <p>入札・契約</p>	<p>積算</p> <p>↓</p> <p>受注者希望型のモデル工事である事が可能な工事の場合はその旨特記仕様書に記載。</p> <p>↓</p> <p>入札・契約</p>	①
	<p>工事着手日までに完全週休2日を考慮した工程を検討し、休工日が確認できるように施工計画書に記載し監督員と協議</p> <p>↓</p> <p>施工計画書の受理</p>	<p>工事着手日までに完全週休2日を考慮した工程を検討し、受注者希望型のモデル工事を実施する旨工事打合せ簿で提出（工程表も提出）</p> <p>↓</p> <p>※必要に応じ受発注者間で補正率を確認し、モデル工事の実施の適否を決定</p>	
工期	<p>予定休工日に作業を行う場合はその都度工事打合せ簿を提出</p> <p>↓</p> <p>やむを得ない場合かどうか、振替を行うかどうかを協議し通知</p>	<p>予定休工日に作業を行う場合はその都度工事打合せ簿を提出</p> <p>↓</p> <p>やむを得ない場合かどうか、振替を行うかどうかを協議し通知</p>	
	<p>出来形数量の提出時に現場の閉所実績が確認できる資料（日報、安全教育・訓練等）を提示することにより休工日の確保の状況を工事打合せ簿で報告</p> <p>↓</p> <p>達成したかどうかを回答</p> <p>↓</p> <p>達成すれば率補正を行う</p> <p>↓</p> <p>達成すれば成績評定で評定</p>	<p>出来形数量の提出時に現場の閉所実績が確認できる資料（日報、安全教育・訓練等）を提示することにより休工日の確保の状況を工事打合せ簿で報告</p> <p>↓</p> <p>達成状況を回答</p> <p>↓</p> <p>達成状況により率補正を行う</p> <p>↓</p> <p>達成状況に応じて成績評定に反映</p>	③
竣工後	<p>竣工</p> <p>↓</p> <p>アンケートの記載・提出</p>	<p>竣工</p> <p>↓</p> <p>アンケートの記載・提出</p>	④ ⑤ ⑥ ⑦

※ □ は発注者の手続き、▭ は受注者の手続き、※印が9月3日改訂箇所。